

伊勢崎市情報公開審査会

(答申第2号)

諮問第2号 伊勢崎市情報公開条例の一部改正について

答 申 書

1 郵政民営化法の施行に伴う改正（条例第 7 条第 1 項第 5 号関係）

非公開情報である個人情報の除外規定である公務員等に関する情報の中から「日本郵政公社の役員及び職員」を除く改正については、関係法令の改正によるもので、妥当である。

【説明】

現行の条例では、「日本郵政公社の役員及び職員」に関する情報は、非公開情報である個人情報（条例第 7 条第 1 項第 5 号）の例外として規定されている公務員等に関する情報のうち、独立行政法人等の役員及び職員に関する情報として取り扱い、その職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については公開することとしている。

しかし、郵政民営化法の施行（平成 19 年 10 月 1 日）に伴い、日本郵政公社の役員及び職員は、国家公務員及び独立行政法人等のいずれにも含まれないことになるため、通常の個人情報として取り扱う必要がある。

2 利用者の責務（第 4 条関係）

利用者の責務として、公開された情報の適正使用に加え、適正な公開請求に努める旨を訓示的に規定することは妥当である。

【説明】

現行の条例には、「行政情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない」との規定が置かれている。この利用者の責務に関する規定は、抽象的かつ理念的な性格を有するものではあるが、情報公開制度の運用にとっては重要なものではある。

これまでの運用の中では、この規定に著しく反するような事例は見受けられなかったが、一方では、同一内容の公開請求を繰り返したり、公開決定を受けながら、なかなか閲覧等をしていないなど、制度の趣旨を正しく理解して公開請求をされたのかどうか不明なものが見受けられたとのことである。

本市の情報公開制度は、「行政情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、

地方自治の本旨に即した市政の進展に寄与すること」ことを目的とするものであり、この本来の権利行使の目的とは異なる意図を持つと疑われる公開請求への対応は、大きな課題となりつつある。

もちろん、市民の権利の行使の仕方には様々なものがあり得ることから、このような事象だけをもって適正な公開請求権の行使でないと断言することはできない。しかし、このような公開請求が度重なることになれば情報公開制度への信頼を失わせ、制度全体の運用にも支障を来すことになる。さらに、これに応じるために実施機関が長時間の事務処理を行うことは、実施機関のその他の業務の遂行に支障を生じさせ、ひいては市民全体の利益を損なうことにもなりかねない。

したがって、利用者に条例の目的に沿った公開請求を促し、情報公開制度の円滑な運営を担保する必要があると認めるものである。

しかしながら、公開請求権そのものに制限を加えることは、市民の知る権利を最大限尊重する情報公開制度の根幹にかかわるものであることから、慎重に運用するよう留意すべきである。

3 公益上の理由による裁量的公開の除外（第9条関係）

現行の規定に、公益上の理由による裁量的公開を除外するものとして、条例第7条第1項第2号を加えることは、妥当である。

【説明】

現行の条例では、実施機関の裁量的公開として、「公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政情報を公開することができる」旨が規定されているが、条例第7条第1項第1号に規定する法令秘情報に該当する場合は除外されている。

しかし、同項第2号に規定する「実施機関が法律又はこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報」は、当該情報を公開することについて、実施機関に裁量の余地がないものであることから、実施機関の裁量的公開を除外するものとして、同号を加えるべきである。

4 行政情報の目録等（第 26 条関係）

行政情報の公開請求に的確に対応するために、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政情報の管理に関する必要な事項について定め、これに基づき、行政情報を適正に管理するべき旨を条例において明確に規定することは、妥当である。

【説明】

情報公開制度の適正かつ円滑な運用を図るためには、行政情報の適切な管理が重要である。

現在、実施機関においては、伊勢崎市文書整理、保管及び保存に関する規程（平成 17 年伊勢崎市訓令甲第 8 号）等により、本条例における公開請求の対象となる行政情報の適切な管理に努めているところであるが、情報公開制度を適切に運営するためには、対象となる行政情報の所在が不明であったり、あるべき行政情報がなかったりという事態があってはならない。また、公開請求に係る行政情報が不存在の場合には、その理由付記として、保存年限の経過により廃棄したことによるものなのか、行政情報を作成していないことによるものなのかを明記する必要がある。

したがって、実施機関の責務として、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他行政情報の管理に必要な事項をできるだけ明確に定めるべき旨を条例に明記し、より機能的な行政情報の管理システムの構築を期待するものである。

5 その他

伊勢崎市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 18 号）の規定との整合性を図るとともに、条文の整備を図ることは、妥当である。